

議案第 2 号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年11月22日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財「^{きたがわけもんじょ}北川家文書」（鳥取市）

北川家文書は、中世の因幡国内を治めていた在地領主家の1つである北川家に伝わる文書である。文書は7点あり、現在、太巻きの軸装1巻に仕立てられている。

これらは、因幡守護であった山名豊時、豊重、豊頼からその配下である在地領主家の北川家へ宛てた文書であり、中世における北川家の動向のほか、守護と在地領主たちとの関係、因幡国内における政治情勢を知ることが出来る史料群である。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 山名豊時感状（長享3年（1489）） | 2 山名豊重感状（永正元年（1504）） |
| 3 山名豊頼宛行状（永正10年（1513）） | 4 山名豊頼感状（永正10年（1513）） |
| 5 山名豊頼感状（永正10年（1513）） | 6 山名豊頼宛行状（永正10年（1513）） |
| 7 山名豊頼宛行状（永正11年（1514）） | |



1 山名豊時感状



2 山名豊重感状

2 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「近藤家住宅」(日野郡日野町)

当家は、根雨の宿場町に位置する旧家で、「備後屋」の屋号で奥日野郡の大庄屋を務め、江戸中期以降には製鉄業を進めた。

根雨の中心を通る出雲街道に面して主屋、内蔵と長大な塀を建てる。敷地内には近代のものと思われる離れ座敷や茶室、土蔵のほか、邸内に流れる小川や傾斜のある地形を利用して建てられた多くの付属屋の跡も確認される。

近藤家は、江戸末期の町家と近代の座敷が一体となった上質な住宅建築であり、日野郡の製鉄業の盛行を反映しており歴史的にも高い価値を有すると考えられる。



街道沿いの外観



離れ座敷

第 2 章 県指定保護文化財
（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）